

## 「いじめの重大事態に関する調査結果の公表及び活用のあり方について」

## 1 これまでの議論

## (1) 公表の位置づけ

- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省）  
「調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断すること」とした上で、「特段の支障がなければ公表することが望ましい」としている。
- ・「県いじめ防止基本方針」（平成 29 年 11 月改定）  
調査結果の公表については、「事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行う」としている。

## (2) 公表の意義

- ・同種事案の再発防止を含む、今後の未然防止に活かす契機となる。
- ・学校および教育委員会のいじめに関する対応について、社会的な評価を得る。
- ・第三者的な立場の者が調査結果を作成することにより、正確性や信頼性を担保する。
- ・いじめ問題を社会で共有していく観点から、原則公表は意義がある。

## (3) 同意の主体

- ・公表については、被害児童・生徒及び保護者（以下「被害者側」という）の同意が基本。
- ・ただし、保護者の同意のみでも公表は可能。
- ・その場合、子どもの意見を尊重しなければならないケースもあることに留意が必要。

## (4) 公表版（概要版）の作成および関係者の意向確認

- ・全体像が分かりやすいこと及び、プライバシーに配慮できる点で、公表版を作る方がよい。
- ・黒塗り版については、全体像が伝わらず、分かりにくい公表になる可能性がある。
- ・被害者側の意向を確認し、同意の得られる範囲で公表版（概要版）を作成する。

## (5) 公表における配慮

- ・調査結果の公表方法によっては、個人が特定される可能性がある。
- ・公表した事実が悪意を持って利用されないことがないように周知する必要がある。

## 2 今後の課題（論点整理）

### （1）公表版（概要版）の作成主体

#### 〔調査会を主体とする意見〕

- ・調査を通じて、被害者側との対話を行っていることは重要な要素。教育委員会側が被害者側とどこまで意思の疎通が図れるか疑問。
- ・公表版の作成までは、調査会が責任を持って行うべき。
- ・被害者側とのコミュニケーションを大事にしながら調査を行ってきた調査会が、公表に同意した被害者側における同意の範囲を確認する上でも、引き続き被害者側と協議しながら作成することが合理的。

#### 〔学校設置者を主体とする理由〕

- ・調査会の意向が十分に反映されれば、公表版は教育委員会が作成してもよい。
- ・公表は学校設置者である教育委員会が行うので、公表版も教育委員会が作成するべき。

### （2）調査結果の公表における個人情報の保護

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(H29年3月文部科学省)  
調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては、各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断すること。

県情報公開条例にもとづき、「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は公表しない。

### （3）公表の方法

- 記者発表
  - ・記者会見、記者へのレクチャー、記者クラブへの資料送付
  - ・県ホームページへの掲載等
- ホームページに掲載する場合の掲載期間
- 公表に当たって、悪意をもって利用されないような付言の必要性

### （4）再発防止に向けた取組み

- 学校におけるいじめ対応の教訓とするため、研修の場などで活用する。
- 公表版（概要版）をそのまま活用するか、別途資料化するかを検討。